

2025年度 早稲田大学法科大学院
法学既修者試験 論述試験
民法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

問題 1

〔設問 1〕は、所有権を時効取得する要件および時効による不動産の所有権取得を第三者に対抗するための要件の考察を求めるものである。乙建物を相続し、その後に丙建物を甲土地の上に所有するCは、建物を所有することにより甲土地を占有すると考えられるから、時効取得の要件を充たすならば、甲土地の所有権を取得する可能性が認められる。この局面の時効取得については、CにおいてCが始めた事実的支配が外形的客観的に見て独自の所有の意思に基づくものであることを主張立証しなければならないとする判例法理（最判昭和46年11月30日民集25巻8号1437頁、最判平成8年11月12日民集50巻10号2591頁）に留意しなければならない。

甲土地の所有権のCによる時効取得が認められる場合において、時効完成後に出現した第三者に対しては原則として登記をしなければ時効による権利取得を対抗することができないとする考え方に拠るならば、Dに対し、原則としてCの所有権の登記をしなければCの所有権取得を対抗することができないともみえる。しかし、題意の与える事実関係に照らしDが背信的悪意者であると認められる可能性は大きい（最判平成18年1月17日民集60巻1号27頁参照）。Dが背信的悪意者に当たると考える際は、CがDの建物収去土地明渡請求を斥けることができる。

〔設問 2〕も、不動産の所有権取得をめぐる対抗問題が主題となる。設問 1 の考察においてDが背信的悪意者であるとする判断が得られる際に、Eは、背信的悪意者からの転得者に当たる。この局面において、A・D間の売買契約が効力を有することがDが背信的悪意者であることによっても左右されず、また、Eが背信的悪意者に当たるかどうかをEの行為態様に即して個別に判断すべきであることを考えると、Eの所有権取得は当然には妨げられない（最判平成8年10月29日民集50巻9号2506頁）。Eを背信的悪意者などとする事情は題意において示されておらず、Eの建物収去土地明渡請求が是認されると考えられる。

問題 2

〔設問 1〕は、債権譲渡の債務者対抗要件が具備される前に債務の全部または一部を消滅させる事由が生じていた場合における債権譲受人と債務者との関係を問うものである。Bが債権譲受けの債務者対抗要件を具備する前にCがAに対し一部弁済をしたから、この一部弁済による債務の一部消滅をBがCに対し対抗することができる。468条1項を根拠に掲げ、この結論を提示することが期待される。

なお、債権譲渡制限特約の存在について善意無重過失であるCに対しては、466条3項を根拠として弁済を拒むことはできない。

〔設問 2〕においては、債権譲渡制限特約がされた場合における債権譲渡の法律関係の理解が要請される。

債権譲渡制限特約がされている債権について債務者のBが債権者のAに対し一部弁済をしており、

かつ、この債権譲渡制限特約の存在について C が悪意であるから、B が A にした一部弁済による債務の一部消滅を B が C に対し対抗することができる。466 条 3 項を根拠に掲げ、この結論を提示することが期待される。

なお、C のために債務者対抗要件が具備された後に一部弁済がされたから、B が C に対し 468 条 1 項を根拠として弁済を拒むことはできない。

メッセージ

判例を引き合いに出して立論をする際も、判例と同旨とする記述でなく、理由とするところを論じて欲しい。法条の的確な操作、挙示も望まれる。総じて、これらの点は、多くの答案において達せられていた。

466 条 1 項 3 号といった奇妙な記述およびそれと同類のものが散見された。記述の様子からして単なる不注意の過誤とは思われない。条、項、号の意義の正しい理解は、法律の学習の初歩である。また、使用貸借が題材である問題 1 について、賃借権の時効取得を論ずる答案が複数みられた。契約の類型のような基本的な概念も正しく扱って欲しい。

以上